

新旧対照表 〔2023年12月1日実施〕

■ほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約

旧	新																					
<p>第5条 (立替払と支払い請求)</p> <p>2 お客様等からのお申し出により、当社が承諾した場合には、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>3 お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td style="text-align: center;">払込取扱票の発行1回ごとに</td><td style="text-align: center;">税抜額 100円 (税込額 110円)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td style="text-align: center;">払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに</td><td style="text-align: center;">税抜額 300円 (税込額 330円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)	<p>第5条 (立替払と支払い請求)</p> <p>2 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（当社のWEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>3 お客様等は前項の規定に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、その他当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td style="text-align: center;">払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに</td><td style="text-align: center;">税抜額 400円 (税込額 440円)</td></tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、料金その他の債務について第6条第2項に定める支払期日又は第6条第3項に定める求償債務支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日又は求償債務支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>5 お客様等は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、その他当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td style="text-align: center;">払込取扱票の発行1回ごとに</td><td style="text-align: center;">税抜額 200円 (税込額 220円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)																				
区分	単位	手数料額																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)																				
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)																				
<p>第9条 (収納手数料の負担等)</p> <p>お客様等が支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>第9条 (収納手数料の負担等)</p> <p>お客様等が、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td><td style="text-align: center;">税抜額 300円 (税込額 330円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円 (税込額 330円)																	
区分	手数料の額																					
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円 (税込額 330円)																					

旧	新	
	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額
	備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。	
(実施期日) 本規約は、2022年12月1日から実施します。	(実施期日) 本規約は、2023年12月1日から実施します。	

■東電ガスとくとくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約

旧	新																											
<p>第5条（立替払と支払い請求）</p> <p>2 お客様等からのお申し出により、当社が承諾した場合には、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>3 お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td style="text-align: center;">払込取扱票の発行 1回ごとに</td><td style="text-align: center;">税抜額 100円 (税込額 110円)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td style="text-align: center;">払込取扱票及び書面請求書の発行 1回ごとに</td><td style="text-align: center;">税抜額 300円 (税込額 330円)</td></tr> </tbody> </table> <p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客様等が支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)	<p>第5条（立替払と支払い請求）</p> <p>2 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（当社の WEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>3 お客様等は前項の規定に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、その他当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td style="text-align: center;">払込取扱票付き書面請求書の発行 1回ごとに</td><td style="text-align: center;">税抜額 400円 (税込額 440円)</td></tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、料金その他の債務について第6条第2項に定める支払期日又は第6条第3項に定める求償債務支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日又は求償債務支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>5 お客様等は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、その他当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td style="text-align: center;">払込取扱票の発行 1回ごとに</td><td style="text-align: center;">税抜額 200円 (税込額 220円)</td></tr> </tbody> </table> <p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客様等が、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th><th style="text-align: center;">手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td><td style="text-align: center;">税抜額 300円 (税込額 330円)</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 払込取扱票を用いてコンビニエ</td><td style="text-align: center;">収納代行機関が定める額</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)	区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円 (税込額 330円)	2 払込取扱票を用いてコンビニエ	収納代行機関が定める額
区分	単位	手数料額																										
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)																										
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)																										
区分	単位	手数料額																										
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書の発行 1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)																										
区分	単位	手数料額																										
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行 1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)																										
区分	手数料の額																											
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円 (税込額 330円)																											
2 払込取扱票を用いてコンビニエ	収納代行機関が定める額																											

旧	新				
(実施期日) 本規約は、 2022年12月1日 から実施します。	<table border="1"><tr><td>ンストアにおいて支払う場合</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td>その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。</td></tr></table>	ンストアにおいて支払う場合		備考	その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。
ンストアにおいて支払う場合					
備考	その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。				

■カテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約

旧	新																					
<p>第5条（立替払と支払い請求）</p> <p>2 お客様等からのお申し出により、当社が承諾した場合には、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>3 お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行1回ごとに</td><td>税抜額 100円 (税込額 110円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに</td><td>税抜額 300円 (税込額 330円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)	<p>第5条（立替払と支払い請求）</p> <p>2 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（当社のWEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>3 お客様等は前項の規定に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、その他当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに</td><td>税抜額 400円 (税込額 440円)</td></tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、料金その他の債務について第6条第2項に定める支払期日又は第6条第3項に定める求償債務支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日又は求償債務支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>5 お客様等は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、その他当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行1回ごとに</td><td>税抜額 200円 (税込額 220円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)																				
区分	単位	手数料額																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)																				
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)																				
<p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客様等が支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客様等が、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td><td>税抜額 300円（税込額 330円）</td></tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td><td>収納代行機関が定める額</td></tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円（税込額 330円）	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額															
区分	手数料の額																					
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円（税込額 330円）																					
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額																					

旧	新
<p>第13条（免責） 当社は、第7条に定める本サービス利用契約の終了及び第11条に基づく本サービス利用契約の解約等の当社の責に帰すべからざる事由に起因してお客様に生じた損害について、お客様に対して何らの損害賠償の責めを負わないものとします。また、当社の責に帰すべき事由に起因してお客様に生じた損害であっても、当社は、当該損害が発生した月のお客さまのガス料金の基本料金に相当する金額を上限として損害賠償の責を負うものとします。ただし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。</p> <p>(実施期日) 本規約は、2022年12月1日から実施します。</p>	<p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>第13条（免責） 当社は、第7条に定める本サービス利用契約の終了及び第11条に基づく本サービス利用契約の解約等の当社の責に帰すべからざる事由に起因してお客様等に生じた損害について、お客様等に対して何らの損害賠償の責めを負わないものとします。また、当社の責に帰すべき事由に起因してお客様等に生じた損害であっても、当社は、当該損害が発生した月のお客さま等のガス料金の基本料金に相当する金額を上限として損害賠償の責を負うものとします。ただし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。</p> <p>(実施期日) 本規約は、2023年12月1日から実施します。</p>

■関電ガスなっトクプラン for au 立替払いサービス請求規約

旧	新																					
<p>第5条（立替払と支払い請求）</p> <p>2 お客様等からのお申し出により、当社が承諾した場合には、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>3 お客様は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）または窓口取扱等手数料（窓口取扱手数料）の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行1回ごとに</td><td>税抜額 100円 (税込額 110円)</td></tr> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに</td><td>税抜額 300円 (税込額 330円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)	<p>第5条（立替払と支払い請求）</p> <p>2 当社は、口座振替又はクレジットカード等による料金等の支払いに係る手続きが行われていない（手続きを行った後その取扱いができないこととなった場合を含みます。）等当社所定の事由に該当するときは、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票付き書面請求書（当社のWEB de 請求書ご利用規約に定める「書面による請求書」をいいます。）の発行並びにその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>3 お客様等は前項の規定に基づいて払込取扱票付き書面請求書の発行を受けたときは、次表に定める窓口取扱等手数料を支払っていただきます。ただし、その他当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)</td><td>払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに</td><td>税抜額 400円 (税込額 440円)</td></tr> </tbody> </table> <p>4 当社は、料金その他の債務について第6条第2項に定める支払期日又は第6条第3項に定める求償債務支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日又は求償債務支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な払込取扱票の発行及びその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>5 お客様等は前項の規定に基づいて払込取扱票の発行を受けたときは、次表に定める払込取扱票発行等手数料を支払っていただきます。ただし、その他当社が別に定める条件に該当するときは、手数料の負担を要しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>手数料額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)</td><td>払込取扱票の発行1回ごとに</td><td>税抜額 200円 (税込額 220円)</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	手数料額	窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)	区分	単位	手数料額	払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 100円 (税込額 110円)																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票及び書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 300円 (税込額 330円)																				
区分	単位	手数料額																				
窓口取扱等手数料 (窓口取扱手数料)	払込取扱票付き書面請求書の発行1回ごとに	税抜額 400円 (税込額 440円)																				
区分	単位	手数料額																				
払込取扱票発行等手数料 (払込取扱票発行手数料)	払込取扱票の発行1回ごとに	税抜額 200円 (税込額 220円)																				
<p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客様等が支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。</p>	<p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客様等が、料金その他の債務について、支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>手数料の額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td><td>税抜額 300円（税込額 330円）</td></tr> <tr> <td>2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</td><td>収納代行機関が定める額</td></tr> </tbody> </table>	区分	手数料の額	1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円（税込額 330円）	2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額															
区分	手数料の額																					
1 2以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300円（税込額 330円）																					
2 払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合	収納代行機関が定める額																					

旧	新
<p>第13条（免責）</p> <p>当社は、第7条に定める本サービス利用契約の終了及び第11条に基づく本サービス利用契約の解約等の当社の責に帰すべからざる事由に起因してお客さまに生じた損害について、お客さまに対して何らの損害賠償の責めを負わないものとします。なお、当社の責に帰すべき事由に起因してお客さまに生じた損害については、当該損害が発生した月のお客さまのガス料金の基本料金に相当する金額を上限として損害賠償の責を負うものとし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。</p> <p>(実施期日)</p> <p>本規約は、2022年12月1日から実施します。</p>	<p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>第13条（免責）</p> <p>当社は、第7条に定める本サービス利用契約の終了及び第11条に基づく本サービス利用契約の解約等の当社の責に帰すべからざる事由に起因してお客さま等に生じた損害について、お客さま等に対して何らの損害賠償の責めを負わないものとします。なお、当社の責に帰すべき事由に起因してお客さま等に生じた損害については、当該損害が発生した月のお客さま等のガス料金の基本料金に相当する金額を上限として損害賠償の責を負うものとし、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。</p> <p>(実施期日)</p> <p>本規約は、2023年12月1日から実施します。</p>